

就労継続支援B型 晴天工賃取扱要綱

ここに定める内容は、特定非営利活動法人 でっかいそら（以下「法人」という）が運営する、就労継続支援B型 晴天（以下「事業所」）の通所者が就労活動の対価として得る工賃の取り扱いについて定めたものです。

第1条 対象施設

工賃の支払い対象となる施設は、以下の通りです。

住所 横浜市都筑区佐江戸町886-3

名称 晴天

第2条 工賃支払対象者

工賃の支払対象者となる方は、上記施設に利用申込を提出し法人の決裁を受けた後、通所することが決まっている方とする。

第3条 支払い対象期間

工賃の計算は、工賃支給月の前月初日から月末までに入金された、作業収入を計算する。

第4条 工賃支払日

工賃は、毎月、法人指定金融機関の本人の口座に支給する。但し、支給日が作業所の休日となった場合は、前営業日に変更する。

第5条 工賃の構成

対象者に支給する工賃の構成は、別表1に定める内容の合計金額とする。

第6条 遅刻の取り扱い

遅刻は15分単位で計算し、時給を4分/1として計算する。その場合15分未満であっても15分に切り上げて計算する。

第7条 作業内容

就労継続支援B型 晴天で工賃が発生する作業は以下の通りです。

横浜市BDF事業・請負作業・法人委託事業

第8条 工賃の取り扱い

様々な事由により作業量が増減した場合は、法人と事業所で協議し利用者の方々に説明し同意を得たうえで支給金額を増減させる場合がある。

第9条 賞与の取り扱い

作業収入に変動があまりない場合は、7月と12月に賞与の支給を行う。賞与支給の有

無は対象月の1か月前に通所者に口頭で行う。

夏季賞与は、12月から5月の作業収入及び作業内容 冬季賞与は、6月から11月の作業収入及び作業内容を工賃とは別に支払う。

第10条 工賃収入からの控除

第3条に定める期間の作業収入から、作業に必要な原材料費等の必要経費を差し引いた金額を支給対象収入とする。

別表1

評 価	基 準	金 額
時 給		時給 200円
作業手当	午前9：30分から午後12時迄の2時間半と午後13時から午後16時迄の3時間を対象とし、作業への集中力等の取組姿勢を中心に評価し半日ごとに左記の金額を支給する。	午前 150円 午後 150円
残業作業	事前に申請があり、納期等の問題でどうしても作業しなくてはならないと判断された場合に支払う。但し、1日当たり2時間迄で月に40時間を超えてはならない。	60分 250円

平成25年12月1日より施行する。